

ソ連の対日宣戦布告

資料：「3. 「ソ」連の対日宣戦通告関係」 JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. B02032979100、大東亜戦争関係一件/戦争終結ニ関スル日蘇交渉関係 (蘇連ノ対日宣戦ヲ含ム) 第二巻 (A.7.0.0.9-55_002) (外務省外交史料館)

書き下し

資料のポイント

「三国即ち米合衆国、英国、支那 [中華民国] の日本軍隊の無条件降伏に関する本年七月二十六日の要求」や「本年七月二十六日の連合国宣言」とは、一九四五年七月二十六日にアメリカ、イギリス、中国が発表したポツダム宣言を指しています。

ソ連側は、そのポツダム宣言が「日本に依「よ」り拒否」されたとし、それを踏まえて、日本に対する戦争に参戦し、ポツダム宣言に参加したとしています。

「ヒトラー」獨逸ノ敗北及降伏後ニ於テハ日本ノミカ戦争ヲ繼續スル唯一ノ大國タルニ至レリ、三國即チ米合衆國、英國及支那ノ日本軍隊ノ無条件降伏ニ關スル本年七月二十六日ノ要求ハ日本ニ依リ拒否セラレタリ、因テ極東戦争ニ關スル日本政府ノ蘇聯邦ニ對スル調停方ノ提案ハ空ク其ノ基礎ヲ失ヒタリ、日本ノ降伏拒否ニ鑑ミ聯合國ハ蘇聯邦政府ニ對シ同政府カ日本ノ侵略ニ對スル戦争ニ參加シ、以テ戦争ノ終了ヲ促進シ犠牲者ノ數ヲ減少シ、且急速ニ一般的平和ノ恢復ニ資スヘク提案セリ、蘇聯邦政府ハ其ノ聯合國ニ對スル義務ニ遵ヒ聯合國ノ右提案ヲ受諾シ本年七月二十六日ノ聯合國宣言ニ參加セリ、蘇聯邦政府ハ斯ル同政府ノ政策カ平和ヲ促進シ、各國民ヲ此レ以上ノ犠牲ト苦難ヨリ救ヒ日本人ヲシテ獨逸カ其ノ無条件降伏拒否後管メタル危険ト破壊ヲ回避セシメ得ル唯一ノ手段ナリト思考ス、以上ノ見地ヨリ蘇聯邦政府ハ明日即チ八月九日ヨリ同政府ハ日本ト戦争状態ニアルベキ旨ヲ宣言ス

一九四五年八月八日

14 画像目

資料について

この資料には、1945年8月にソ連政府が行った日本への宣戦布告に関連する文書がまとめられています。2~11画像目は当時の外務大臣東郷茂徳と駐日ソ連大使ヤコフ・マリクの会談記録、12~13画像目はソ連側が日本側に渡した対日宣戦布告文書(ロシア語)、14画像目はその日本語訳です。15画像目からはポツダム宣言が載せられています。

ここでは主に、ソ連の対日宣戦布告文の日本語訳(14画像目)を取り上げます。

資料の内容

文書中にある「三国即ち米合衆国、英国、支那 [中華民国] の日本軍隊の無条件降伏に関する本年七月二十六日の要求」や「本年七月二十六日の連合国宣言」は、1945年7月26日にアメリカ、イギリス、中国が発表したポツダム宣言を指しています。宣言の発表時、日本政府はソ連に和平の斡旋を打診している最中で、7月28日の記者会見では鈴木貫太郎首相がポツダム宣言を「黙殺」と述べていました。

この文書には「本年七月二十六日の要求は日本に依り拒否せられたり」とあり、ソ連が日本の「黙殺」を「拒否」とみなしていたことが分かります。またこの「拒否」を根拠に、日本政府の和平斡旋の依頼は「全く其 [そ] の基礎を失ひたり」と主張しています。さらにその「拒否」を背景に、ソ連は連合国から「日本の侵略に対する戦争」に参加するよう提案されているとし、その提案を受けて対日戦争に参加し、さらに「本年七月二十六日の連合国宣言」、つまりポツダム宣言に加わることを伝えています。一言でまとめれば、日本のポツダム宣言「拒否」によって対日参戦を正当化しているといえるでしょう。

文書の日付は「一九四五年八月八日」となっており、日ソ開戦の日には「明日」の「八月九日」となっています。しかし、12~13画像目の原文には「八月十日 マリク [駐日ソ連大使] より [外務] 大臣に手交す」とメモ書きがあり、宣戦布告文がソ連大使館から日本政府へ提出されたのは、日ソ戦争が始まった翌日だったことが分かります。(実はソ連政府は8月8日にモスクワの日本大使館に宣戦布告を伝えていましたが、日本大使館からの報告は東京に届きませんでした。)

付け加えれば、日ソ戦争が始まった時点で、日本とソ連の間には、領土不可侵や中立の維持を定めた日ソ中立条約が法的に存在していましたが、そのことについては、この宣戦布告文のなかでは全く触れられていません。